

日本語教育機関の告示基準解釈指針

この指針は、文部科学省と調整の上、「日本語教育機関の告示基準」の解釈を示すものである。

(満たすべき要件)

第一条

〔名称〕

- 一 名称が、日本語教育機関として適当なものであり、かつ、留学告示に掲げる日本語教育機関（以下「告示日本語教育機関」という。）又は日本語教育機関認定法第3条第1項に規定する日本語教育機関（以下「認定日本語教育機関」という。）の名称（名称を変更した機関にあっては変更前の名称を含む。）と同一又はこれと紛らわしいものでないこと。
- 既に告示又は認定済みの日本語教育機関と同一の名称のほか、既に廃校等により告示から削除された又は認定を取り消された日本語教育機関と同一の名称である場合も含まれる。

〔学則〕

二 次の事項について学則を定めていること。

イ 修業期間、学期及び授業を行わない日に関する事項

- 授業を行わない日のうち長期休業期間については、その名称や回数については問わない（例えば、夏季、冬季、春季に加えて、秋季にも休業期間を設けるとしても差し支えない。）。
- ただし、1条1項6号ニに規定する授業週数を下回らないよう留意する必要がある。

ホ 入学、退学、転学、休学及び修了に関する事項

- 日本語教育機関と留学生との間の、退学等を巡るトラブル未然防止の観点から、可能な限り詳細に規定することが望ましい。
- 特に、退学等を強制することや退学を拒むことが、人権侵害行為（妊娠・出産等を直接の理由とした退学強制（マタニティハラスメント）、その他合理的な理由なく生徒の意に反して除籍・退学・帰国等させる行為、退学させない行為等）に該当することのないよう、注意を払う必要がある。

ヘ 授業料、入学料、教材費その他名目のいかなを問わず生徒が支払うこととなる料金の費目及び額並びにその支払及び払戻しに関する事項

- 「生徒」には、特に限定がない限り、「留学」以外の在留資格をもって在留

する者を含む（以下の項目において同じ。）。

→ 当該項目は、日本語教育機関と留学生との間で、授業料等を巡るトラブル（退学後の授業料の返還など）が発生していることを踏まえ、トラブルの未然防止の観点から規定を設けたものである。

なお、授業料等を巡る個別の紛争は、日本語教育機関と留学生との間で解決されるべきものであるところ、学費返還訴訟に係る最高裁判決（平成18年11月27日最高裁第二小法廷判決）が参考となる。

【判決要旨】

- ・ 入学金は、その額が不相当に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情がない限り、学生が大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、入学を辞退して在学契約（授業料等を支払い、その対価として大学から講義等の役務の提供を受けることを約する契約）を解除しても、大学は返還義務を負わない。
- ・ 在学契約は、消費者契約法にいう「消費者契約」に該当するところ、いわゆる不返還特約（「いったん納付された納付金は理由のいかんを問わず返還しない」等の特約）のうち授業料等に係る部分は、在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めを有し、平均的な損害を超える部分は無効である。
- ・ 一般に、大学の入学年度が始まる4月1日には、学生が特定の大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるところ、その前日である3月31日までに在学契約の解除の意思表示がされた場合には、原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存在せず、不返還特約は無効である。

ヌ その他日本語教育機関の運営に関して必要な事項

→ 具体的には、1条1項2号イからリまでに規定するもののほか、学則の施行に係る細則の規定などが該当する。

〔設置者〕

三 設置者が、次のいずれにも該当する者であること（設置者が国又は地方公共団体である場合を除く。）。

イ 日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

→ 「必要な経済的基礎を有する」とは、当面（1年以上が望ましい）の運用資金を保有しており、かつ、設置者として債務超過の状態となっていないこ

とをいう。

なお、かつて債務超過の状態となっていた場合には、当面の運用資金を保有していることに加え、債務超過が解消したことが年次決算報告から確認されるとともに、その後も債務超過の状態となっていないことが年次決算報告又は中間決算報告から確認でき、かつ、その間の営業利益が黒字であることをいう。

ロ 日本語教育機関を経営するために必要な知識又は経験を有すること（法人にあつては、当該日本語教育機関の経営を担当する役員が、当該知識又は経験を有すること。）。

→ 「日本語教育機関を経営するために必要な知識又は経験」とは、明確な開校理念、提供する教育内容等に関する経営方針、適正な組織や施設等を措置する事業計画、関係する法令や政策文書（日本語教育の推進に関する法律に規定する、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」との目的（第1条）や理念（第3条）等を含む。）への理解等、適正な事業運営を行うために必要な日本語教育に関する総合的な識見及び財務・経営上の知識等を指す。

四 設置者が、次のいずれにも該当していないこと（法人にあつては、認定を受けようとする日本語教育機関の経営を担当する役員が、次のいずれにも該当していないこと。）。

ロ 他の日本語教育機関であつて、閉鎖以外の事由により、留学告示別表第1又は改正前の留学告示別表第2から抹消され、当該抹消の日から3年を経過しないもの（イに該当するものを除く。）の設置者又はその設置者であった者

→ 「閉鎖以外の事由」とは、経営難等による事業見直し等により、日本語教育機関としては存続するものの、留学生受入れ事業を停止するため、留学告示からの抹消を求める場合などが該当する。

なお、第2条第1項各号又は第2項のいずれかに該当するものとして抹消手続がとられている場合に、抹消を逃れる目的で自ら日本語教育機関を閉鎖したようなときにまで「閉鎖」を認め欠格事由として取り扱わないことは相当でないことから、この場合であっても、抹消事由に該当するものとして手続が進められることがあり得る。

ハ 他の日本語教育機関であつて、契約に基づき教育を提供すべき生徒がいるにもかかわらず、日本語教育機関としての活動を行わず、生徒に損害を与え

たものの設置者、日本語教育機関の経営を担当する役員又はこれに加担した者

- 入学金や授業料を受領しておきながら、所定の授業を行わず、かつ、十分な補償も行わない場合には、「生徒に損害を与えた」と認められ、こうした行為をした日本語教育機関の設置者、経営を担当する役員及びこれに加担した者について、設置者となることを認めないとする趣旨である。

五 設置者が、日本語教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区分して日本語教育機関を経営し、その収入及び支出を適切に管理することとしていること。

- 日本語教育機関は教育機関であることから、日本語教育事業以外の事業を行う場合には、日本語教育事業とその他の事業の経営を区分し、その収入及び支出を適切に管理することが求められている。その際、日本語教育機関としての収益は日本語教育事業に充てられることが望ましい。

〔教育課程〕

六 教育課程が、次のいずれにも該当していること。

イ 修業期間が1年以上（特に必要と認める事情がある場合には、6か月以上）であること。

- 日本語教育の適正・効果的な実施のため一定の修業期間を求めるものであり、「日本語教育機関の運営に関する基準」（※昭和63年に文部省（当時）が主催した「日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議」が策定し、一般財団法人日本語教育振興協会が日本語教育機関の適格性の審査・証明のため活用していたものであり、法務省が日本語教育機関の告示に当たり参考としているもの。以下同じ。）の規定2（修業期間）「日本語教育機関の修業期間は、1年以上とする。ただし、必要に応じ、6か月以上とするものとする。」及び「日本語教育機関審査内規」（※平成5年に一般財団法人日本語教育振興協会が日本語教育機関の適格性の審査・証明のため策定し、活用していたものであり、法務省が日本語教育機関の告示に当たり参考としているもの。以下同じ。）の規定1（修業期間）「修業期間は、合理的な理由がある場合に限り6か月も認めることができるものとする。」と同趣旨である。

ロ 修業期間の始期が、年2度以内（やむを得ない理由がある場合には、年4度以内）の範囲で定められており、定めた始期以外の時期における入学者の

募集を行わないこと。

- 日本語教育の適正・効果的な実施のため、修業期間の始期を年2度以内（やむを得ない理由がある場合には4度以内）の範囲で日本語教育機関において定めることとしたものである。また、定めた修業期間の始期以外の入学者の募集は認められず、随時の入学は行えないこととしているものである。

なお、これまで、修業期間の始期を4月及び10月、これによりがたい理由がある場合は1月及び7月の年4度までと定めていたところであるが、諸外国の学校教育制度等を考慮し、修業期間の始期は各日本語教育機関が定めることとしたものである。

ニ 修業期間1年当たりの授業期間が、定期試験等の期間を含め、35週にわたること。

- 入学予定日又は学年の始期から起算して35週にわたるよう授業計画が策定されていること。

なお、授業週数は、週の途中に祝日が含まれていたとしても1週と数える。

- 1年を超えない修業期間については、1年に対する修業期間の比率に応じた授業週数となっていること（例：6か月の場合 18週以上）。

ホ 修業期間1年当たりの授業時数が760単位時間以上であること。

- 1年を超えない修業期間については、1年に対する修業期間の比率に応じた単位時間以上となっていること（例：6か月の場合 $760 \text{ 単位時間} \times 6 \text{ か月} / 12 \text{ 月} = 380 \text{ 単位時間}$ ）。

チ 授業はおおむね午前8時から午後6時までの間に行われること。

- 日本語教育の適正・効果的な実施のため、授業を昼間に実施すべきことを求めるものであり、「日本語教育機関審査内規」の規定7（二部制）「授業は、昼間において行うものとし、早朝又は夜間の授業は、認めないものとする。」を明確化したものである。

授業がこの間に行われる限りにおいて、三部制を認めないものではない。

リ 授業科目が、専ら日本語教育を受ける者にとって適当と認められるものであること。

- 「授業科目が、専ら日本語教育を受ける者にとって適当と認められるもの」とは生徒等の進路目的に沿った適切な教育内容が確保されていることを指す。たとえば、高等教育機関への進学を目的としているのであれば、いわ

ゆるアカデミック日本語に対応するための教育内容を担保する等の方策が求められる。また、日本語能力の最終到達目標についても、進路目的に沿った適切な目標を設定するものとする（大学等進学であれば、文化審議会国語分科会が令和３年１０月１２日に取りまとめた「日本語教育の参照枠」（以下「日本語教育の参照枠」という。）のＢ２相当以上。）。

〔生徒数〕

ハ 定員の増員は、次のいずれにも該当する場合を除き、行わないこととしていること。

ロ 増員前の時点において、定員のおおむね８割以上の生徒が在籍していること。

→ 「おおむね８割以上」とは、原則として、８割以上の生徒が在籍していることが確実であることをいうが、８割をわずかに下回る場合について一律に排除するものではない。

ハ 過去１年以内に増員を行っていないこと（１年以内に再び増員することについて合理的な理由がある場合を除く。）。

→ １年以内に再び増員することについての「合理的な理由」については、例えば、複数の日本語教育機関の整理統合による生徒の受け皿確保のため、増員を行うことが考えられる。なお、単に入学希望者が多いことは「合理的な理由」に当たらない。

→ 「１年」については、学則における増員に係る規定の適用時期に基づき確認する。

ニ 地方出入国在留管理局から、増員前１年以内に、留学生の在籍管理が適正に行われていると認められる旨の通知を受けていること。

→ 「留学生の在籍管理が適正に行われていると認められる旨の通知を受けていること」については、毎年出入国在留管理庁において行われる教育機関の選定における「特に留学生の在籍管理が適正に行われていると認められる」及び「留学生の在籍管理に特段の問題がないと認められる」と記載された通知を受けていることをもって判断するものとする。選定の基準については、以下出入国在留管理庁のＨＰを参照すること。以下の項において同じ。

（参考）出入国在留管理庁ＨＰ「教育機関の選定について」

https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00024.html

- 各年において、留学生の在籍管理が適正に行われていると認められる旨の通知を受けていたとしても、その後、不適切な在籍管理が行われていることが判明し、同一年内に「留学生の在籍管理上不適切であると認められる事情がある」旨の通知を受けた場合、当該年においては、留学生の在籍管理が適正に行われていると認められる旨の通知を受けていないものとして取り扱う。

〔校長、教員、事務職員、役員〕

十 校長が、次のいずれにも該当すること。

イ 日本語教育機関の運営に必要な識見を有し、かつ、教育に関する業務に原則として5年以上従事した者であること。

ロ 他の告示日本語教育機関又は認定日本語教育機関の校長を兼ねる場合には、それぞれの対象告示機関に副校長（前記イを満たす者に限る。）を置いていること。ただし、隣地に立地する告示日本語教育機関又は認定日本語教育機関の校長を兼ねる場合は、この限りでない。

- 「日本語教育機関の運営に必要な識見」とは、出入国管理及び難民認定法令（専修学校及び各種学校が設置する日本語教育機関については、学校教育法令、専修学校設置基準及び各種学校規程等の法令も含む。）に基づく各種識見のほか、日本語教育機関を運営する上での以下の事項についての識見を指す。

- 一 職員の人事管理に関する事務
- 二 生徒管理に関する事務
- 三 施設・設備の保全管理に関する事務
- 四 その他日本語教育機関の運営に関する事務

- 「5年以上従事した者」とは、変更報告に係る資料提出時に5年以上従事した経験を有している者であること。

- 「教育に関する業務」には、教育機関の経営者や理事、専門学校の総務課長など教員以外の役職、法務省告示校の学生管理・生活指導、幼稚園も認められる。なお、国内での業務経験に限らない。

- 学校教育法上の教育機関ではない保育園や学習塾などは、教育に関する業務とは認められない。

- 専修学校である日本語教育機関においては、当該日本語教育を行う学科の長をもって副校長とみなすことができるものとする。

- 必ずしも、校長・副校長のどちらか若しくは両方が常勤である必要はないが、校長と副校長の連携等適切な管理体制の整備が行われている必要がある。

十一 3人以上、かつ、生徒の定員20人につき1人以上の教員（校長が教員を

兼ねる場合は、校長を含む。以下同じ。)が配置されていること。

- 外国人の教員については、新規開設又は変更報告に係る資料提出時に当該教育機関において教育を行うことが可能な在留資格を有していること。ただし、非常勤の教員については、在留資格の如何を問わず、当該教育機関において教育を行うことが可能な資格外活動許可を有していれば足りる。

十二 2人以上、かつ、生徒の定員40人につき1人以上の教員が、本務等教員（日本語教育課程の編成その他の日本語教育課程に係る業務について責任を担う教員であって、専ら当該日本語教育課程を置く日本語教育機関の教育に従事するもの又はこれと相当する業務を担当し、かつ、本務として当該日本語教育課程を置く日本語教育機関の教育に従事するものをいう。以下同じ。）であること。

- 日本語教育機関としての教育の質を担保する上で望ましい要件として、第1条第1項11号で算出される最低限配置すべき教員のうち2分の1以上が本務等教員であることを求めるものである。

なお、これまでの経緯や日本語教員の確保の困難性などに鑑み、告示基準の附則（令和6年4月1日一部改定）第2条において、「第1条第1項第12号の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、同号中「40人」とあるのは「60人」、同年4月1日から令和10年3月31日までの間、同号中「40人」とあるのは「50人」とする。」と規定しており、本務等教員の割合は、令和7年3月31日までの間、最低限配置すべき教員のうち3分の1以上とし、同年4月1日から令和10年3月31日までの間、最低限配置すべき教員のうち5分の2以上とすることとしている。

「本務等教員」であるかどうかについては、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容、他の職業に就いているか否か、就いている場合はその業務の量及び内容などによって総合的に判断し、確認することとする。

なお、従前「専任教員」とされていた者については、当該「本務等教員」の要件も満たすこととなる。

十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

- 「大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において

日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者」とは、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

- (1) 本邦の大学を卒業又は本邦の大学院の課程を修了していること。
- (2) 日本語教育に関する課程は、大学においては日本語教育に関する学部、学科又は課程、大学院においては日本語教育に関する研究科又は専攻として置かれており、文化審議会国語分科会が平成31年3月4日に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」において示された「日本語教師【養成】における教育内容」に掲げられた必須の教育内容を全て含むものであること。
- (3) 日本語教育に関する課程は、(2)の報告に示された「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、授業科目（大学においては45単位以上とし、通信による教育の場合には、45単位以上の授業科目のうち、11単位以上は面接授業又はメディア（同時双方向性が確立している場合に限る。）を利用して行う授業（以下「面接授業等」という。）であることとする。）が設定されたものであること。
- (4) 上記科目の単位（大学においては、教育実習1単位以上を含む45単位以上とし、通信による教育の場合には、45単位以上の授業科目のうち、11単位以上は面接授業等によるものとする。）を修得していること。
- (5) (1) から (4) について、大学が発行する証明書等において確認できること。

ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

→ 「大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者」とは、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

- (1) 本邦の大学を卒業又は本邦の大学院の課程を修了していること。
- (2) 日本語教育に関する科目は、大学においては日本語教育に関する学部、学科又は課程、大学院においては日本語教育に関する研究科又は専攻の科目であって、文化審議会国語分科会が平成31年3月4日に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」において示された「日本語教師【養成】における教育内容」に掲げられた必須の教育内容を全て含むものであること。

(3) (2) の報告に示された「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、26単位以上の授業科目が設定されたものであること。また、通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等であること。

(4) 上記26単位以上の授業科目による日本語教員養成課程等を履修し、当該課程等の単位を、教育実習1単位以上を含む26単位以上修得（通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等により修得）していること。

(5) (1) から (4) について、大学が発行する証明書等において確認できること。

→ 文部科学省が把握している日本語教師養成課程を実施する大学は、文部科学省のホームページ (https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/kyoiku/kyoin_kenshu/92159401.html) において確認可能。

→ 大学又は大学院が実施する日本語教育機関認定法第17条第1項に規定する実践研修及び同法第23条第1号に規定する養成課程を修了した者は、「大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し」た者に含まれる。

ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

→ 「学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者」とは、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。1単位時間は45分を下回っていないこと。

(1) 学士、修士又は博士の学位を有していること。なお、本邦外で取得した学位を含む。

(2) 受講した日本語教育に関する研修は、日本語教員養成研修等として、文化審議会国語分科会が平成31年3月4日に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」において示された「日本語教師【養成】における教育内容」に掲げられた必須の教育内容を全て含むものであること。

(3) 日本語教育に関する研修は、(2) の報告に示された「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、420単位時間以上の研修科目が設定されたものであり、

研修の内容について令和6年3月31日までに文化庁に届出がなされていること。また、通信による研修（放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる研修に限る。以下同じ。）の場合には、420単位時間以上の研修科目のうち、120単位時間以上は面接による研修又はメディア（同時双方向性が確立している場合に限る。）を利用して行う研修（以下「面接による研修等」という。）であること。

（4）教育実習45単位時間以上を含む420単位時間以上で設定された上記研修を修了していること。また、通信による研修の場合には、420単位時間以上の研修科目のうち、120単位時間以上は面接による研修等により修了していること。

（5）受講した研修の内容について、次に掲げる項目が確認できること。

- ① 研修の実施機関・団体の名称、設置形態、代表者の氏名、研修事業の概要（理念・目的、沿革、実績）、研修の実施環境・設備、個人情報保護の取組、連絡先
- ② 研修の名称及びそのカリキュラム・シラバス（科目名及び単位時間数、日程、教材、実習の内容・実施方法、総単位時間数、1単位時間の時間（分）数、受講成績の評価の方法、修了要件）
- ③ 主な講師（プロフィール、指導経験等）
- ④ 研修の実施形態（通学制または通信制など）

（6）研修の受講状況及びその成果としての評価について以下の項目が確認できること。

- ① 受講者の氏名、生年月日
- ② 受講コース名、受講期間または修了日
- ③ 受講科目名及び個々の科目の受講単位時間、総受講単位時間、受講成績（出欠のみならず、研修受講の成果として試験やレポートの評価結果を含むこと。）
- ④ 研修修了の可否

（7）（1）から（6）について、大学及び研修の実施機関が発行する証明書等において確認できること。

→ 日本語教員の要件として適当と認められる研修について届出を受理された日本語教員養成研修実施機関・団体については、文部科学省のホームページ（https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/kyoiku/kyoin_kenshu/92159401.html）において確認可能。

→ 日本語教育機関認定法第17条第1項に規定する実践研修及び同法第23条第1号に規定する養成課程を修了した者は、「日本語教育に関する研修であ

って適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者」に含まれる。

へ その他イからホまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

→ への「同等以上の能力があると認められる者」とは次に掲げる者をいう。

(1) 告示基準第1条第1項第13号イ、ロに相当する海外の大学（短期大学を除く）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修し、所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業又は当該大学院を修了した者を指す。その要件の確認は、告示基準第1条第1項第13号イ、ロの解釈指針をそれぞれ準用するものとする。

(2) 学士、修士又は博士の学位を有し、告示基準の策定日である平成28年7月22日から遡り3年以内の日において留学告示別表第1及び別表第3に掲げる日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事したことがあり、かつ、3年を超えて留学告示別表第1及び別表第3に掲げられた日本語教育機関の教員の職を離れたことのない者で、そのことを日本語教育機関が発行する証明書等において確認できる者であること。

(3) 学士、修士又は博士の学位を有し、かつ、大学（短期大学を含む。）又は大学院において、26単位以上の授業科目による日本語教員養成課程等を履修し、当該課程等の単位を教育実習1単位以上含む26単位以上修得（通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等により修得）している者であること。その課程の要件の確認は、告示基準第1条第1項第13号ロの解釈指針を準用するものとする。

十四 教員の1週間当たりの授業担当時間数が、その指導経験及び当該日本語教育機関における職務内容の状況に応じて定められ、かつ、25単位時間を超えていないこと。

→ 日本語教育機関の適切な運営と教育の質を担保する観点から教員の1週間当たりの授業担当時間数の上限を定めるものである。ただし、疾病その他やむを得ない事由により授業が行えなくなった教員に代わり、授業を行ったことにより一時的に1週間当たり25単位時間を超えることとなった場合は、この限りではない（飽くまで一時的な場合に限られ、急な辞職や長期の病気療養の場合には、速やかに代替の教員を確保し、1週間あたりの授業時間数が25単位時間を超えないようにしなければならない。）。

なお、指導経験や職務内容の状況による教員の1週当たりの授業担当時間数

の上限の目安は、職務内容に応じ次のとおりとする。

- (1) 教員（日本語指導歴 1 年以上の者。） 25 単位時間
- (2) 教員（日本語指導歴 1 年未満の者。） 20 単位時間
- (3) 主任教員 20 単位時間
- (4) 校長または副校長と主任教員を兼ねる者 16 単位時間

なお、25 単位時間を超えない範囲とは、1 機関内での上限である。

※注) (1) (2) の日本語指導歴とは、高等教育機関又は留学告示別表第 1 及び別表第 3 に掲げる日本語教育機関に在籍する留学生、渡日前における我が国の高等教育機関への留学予定者、準備教育課程に在籍する学生に対する日本語指導歴をいう。

十五 次のいずれにも該当する本務等教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導を行う教員を主任教員として定めていること。

イ 教育課程の編成及び他の教員の指導を行うのに必要な知識及び能力を有すること。

→ 「教育課程の編成及び他の教員の指導を行うのに必要な知識及び能力」とは、第 1 条第 1 項第 6 号に規定する教育課程、教員の研修計画、そのほか生徒への日本語教育に関する学習指導について、他の教員の監督を行うにふさわしい知識及び能力を有することを指す。

ロ 留学告示別表第 1 又は別表第 3 に掲げる告示日本語教育機関又は認定日本語教育機関の常勤の日本語教員として 3 年以上の経験を有する者であること。

→ 「3 年以上の経験を有する者」は、変更報告に係る資料提出時に 3 年以上の経験を有する者であること。

十六 生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有する教員又は事務職員の中から、生徒の生活指導及び進路指導を行う者を生活指導担当者として定めた上、適切な生活指導及び進路指導を行うことのできる体制を整えていること。

→ 単に生活指導担当者を定めれば足りるというものではなく、実質的に生活指導や進路指導を行うことのできる体制を整えることが必要である。生活指導については、来日して間もないうちから行う必要があることから、適切な生活指導を行う体制といえるためには、当然、生徒の母語あるいはその他十分に意思疎通ができる言語による対応ができる者が確保されていることを要する（例：日本語が分かる中国人、ベトナム語が分かる日本人）。

十七 校長、教員及び事務局の事務を統括する職員、生活指導担当者及び役員（設置者が法人の場合に限る。以下同じ。）が、第4号イからワまでのいずれにも該当しないこと。

→ 「事務局の事務を統括する職員」とは、役員以外の職員に事務長などとして事務局全体を統括させている場合における当該職員のことをいう。

また、「役員」は、日本語教育機関の経営を担当する役員に限られない。

〔点検・評価〕

十八 教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、次に定めるところにより、活動の状況について自ら点検及び評価を年に1回以上行うこととしていること。

→ 専修学校又は各種学校である日本語教育機関については、学校教育法に基づき教育活動や学校運営状況について自己評価を行っている場合、当該自己評価が、この号のイの解釈指針に掲げる項目を満たしており、外国人留学生を受け入れる機関としての観点から評価を行っているのであれば、当該自己評価及び公表を行った年については、この号の基準を満たすものとする。

イ 点検及び評価を行う項目をあらかじめ設定すること。

→ 従前の「日本語教育機関の運営に関する基準」では努力規定だったが、学校教育法第42条及び準用規定に基づき、学校教育法上の学校種はすべからず自己評価を行うこととなっており、日本語教育機関についても自己評価を行うこととしたもの。

なお、自己点検・評価を行う際の項目は各日本語教育機関が判断すべきことであるが、必要と思われる項目としては次に掲げる事項が考えられる。

（1）教育の理念・目標

日本語教育機関の理念、目的・目標や育成する人材像が明確となっているか、その内容が社会のニーズに合致したものとなっているかといった観点

（2）機関運営

日本語教育機関の理念や目的に沿った運営方針や事業計画が策定されているか、組織運営や人事、財務管理に関する規定や意志決定システム、コンプライアンス体制が整備されているかといった観点

（3）教育活動

教育理念等に沿った教育課程が体系的に編成されているか、生徒が到達すべき日本語能力の目標が明示されているか、成績評価や進級、修了

の判定基準は明確となっているか、また、適切に運用されているか、教員の指導力向上のための取組、教育課程の改善のための取組が行われているかといった観点

(4) 学修成果

生徒の日本語能力の向上が図られているか、生徒の日本語能力が機関が定める到達目標に達しているか、生徒の進路を適切に把握しているかといった観点

(5) 生徒支援

生徒に対する学習相談や進路に対する支援体制が整備されているか、健康管理や日本での生活指導などへの支援体制が整備されているか、防災や緊急時における体制が整備されているかといった観点

(6) 教育環境

日本語教育機関の施設・設備が十分かつ安全に整備されているか、教材は適切か、学習効率を図るための環境整備がなされているかといった観点

(7) 入学者の募集

入学者の募集は適切に行われているか、その際に日本語教育機関の情報は正確に伝えられているか、授業料等は適切かといった観点

(8) 財務

中長期的に財務基盤は安定しているか、予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか、財務について会計監査は適切に行われているか、財務情報の公開の体制はできているかといった観点

(9) 法令遵守

出入国管理及び難民認定法令及び各種関係法令等の遵守と適切な運営、個人情報保護の取組、自己点検の実施と改善及びその公開を適切に行っているかといった観点

(10) 地域貢献・社会貢献

日本語教育機関の資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献、生徒のボランティア活動への支援、公開講座等の実施などの取組を行っているかといった観点

□ 結果を公表すること。

→ 自己点検・評価の結果については、毎年ホームページや刊行物等で広く社会に公表することとしていること。

〔施設・設備（校地・校舎、教室等）〕

十九 同じ建物又は近接する建物内に風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む施設がないことその他校舎の位置及び環境が教育上及び保健衛生上適切なものであること。

→ 本規定は、日本語教育機関の立地場所に接する形で風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む施設が立地している場合には、日本語教育機関の開設は望ましくないとの趣旨であり、例えば、風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む施設が日本語教育機関の立地場所から、車道等を挟んで一定程度距離が離れているような場合は該当しない。

→ もちろん、近接する建物にさえ風俗営業等を営む施設が存在しなければそれだけでいいという趣旨ではなく、近隣の環境に問題があり、「教育上及び保健衛生上適切」でないと認められる場合には、この基準を満たさない。

ただし、日本語教育機関の所在する区域が都道府県の条例等において学校等と風俗営業等の営業所との間に一定距離を設ける必要がないとされている場合には、同じ建物内又は近接する建物内に風俗営業等を営む施設が存在していても、直ちにこの基準を満たさないものとはしない。

二十一 校地が設置者の所有に属すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

イ 校地（設置者の所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、設置者（当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であって、校舎の所有者が校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者）が留学生受入れ事業（留学の在留資格をもって在留する者を生徒として適法に受け入れる事業をいう。以下同じ。）の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権を有しており、かつ、当該校地を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ロ 校地の面積の半分以上が設置者の所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校地について、設置者（当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であって、校舎の所有者が校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者）が留学生受入れ事業の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権を有しており、かつ、当該校地を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ハ 専修学校又は各種学校である日本語教育機関であって、専修学校又は各種

学校の認可基準を全て満たしているものであるとき。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、設置者が地方公共団体である場合又は教育機関（本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関をいう。次号ニにおいて同じ。）を１０年以上継続して運営する者である場合において、イからハまでに掲げるものと同程度に、日本語教育機関を運営することに支障がないと認められるとき。

二十二 校舎が設置者の所有に属すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

イ 校舎（設置者の所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、設置者が留学生受入れ事業の開始以降２０年以上にわたり使用できる保証のある賃借権を有しており、かつ、当該校舎を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ロ 校舎の床面積の半分以上が設置者の所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校舎について、設置者が留学生受入れ事業の開始以降２０年以上にわたり使用できる保証のある賃借権を有しており、かつ、当該校舎を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ハ 専修学校又は各種学校である日本語教育機関であって、専修学校又は各種学校の認可基準を全て満たしているものであるとき。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、設置者が地方公共団体である場合又は教育機関を１０年以上継続して運営する者である場合において、イからハまでに掲げるものと同程度に、日本語教育機関を運営することに支障がないと認められるとき。

→ ２１号及び２２号については、次のとおり。

（１）賃借権の期間である「２０年」について、開設済みの日本語教育機関にあっては、必ずしも新しい基準の適用開始時において地上権又は賃借権の残期間が２０年以上あることを要せず、これまでの賃借実績や契約の更新見通し等を踏まえて「運営することに支障がないことが確実」と認められれば足りるものとする。

- (2) 21号イ及びロ並びに22号イ及びロにおける賃借権等を有していることの確認は、設置者が所有者から賃借する場合であって、所有者が国又は地方公共団体の場合は原則として公正証書により行うものとし、所有者が国又は地方公共団体以外の場合には登記事項証明書により行うものとする。また、賃借する校舎の底地となる土地の所有者が校舎の所有者と異なる場合における校舎の所有者が賃借権等を有していること（22号イ及びロ）の確認は、賃貸借契約書により行うものとする。
- (3) 21号ロ及び22号ロについて、一棟の建物のうち、校舎として使用する「専有部分」につき区分所有する場合の取扱いは次のとおりとする。
- ・ 校舎として使用する「専有部分」について、床面積の半分以上が設置者の所有に属しているものとする。
 - ・ 当該「専有部分」に対応する「敷地権」について、その面積の半分以上が設置者の所有に属しているものとする。
- (例：建物の2フロアを使用して日本語教育機関を開設する場合、1フロア分は設置者の所有であることが必要であり、「敷地権」についても1フロア分が設置者の所有に属していることが必要である。)
- (4) 21号ハ及び22号ハについて、専修学校・各種学校が日本語教育機関を新規に開設する場合には、都道府県知事等の認可を受けている教育機関であることに鑑みて、両者に特化した例外事由を置いているが、これに限定されるものではなく、イからニまでのいずれかに該当していれば、自己所有要件の例外として認められる。
- (5) 21号ニ及び22号ニについて、地方公共団体や教育機関を10年以上継続して運営している設置者に限っては、自己所有しないことの理由、校地・校舎を継続して使用できる権利の期間、設置者の資産状況等を踏まえ、校地・校舎を長期にわたって安定的・継続的に使用できる見込みがある場合には、自己所有を求めないものとする。なお、単に、校舎・校地を取得する資金が不足している場合は、本号に該当しない。
- (6) なお、校舎は、日本語教育の適正・効果的な実施のため、授業を行う建物として社会通念上必要と考えられる構造や耐震性等を備えるものとする。

二十三 複数の場所に分けて校舎を設ける場合には、3か所以内であり、かつ、各校舎が相互に徒歩約10分以内の位置にあること。

→ 日本語教育の適正・効果的な実施のため、校舎が一定の範囲内にあることを

求めるものであり、「日本語教育機関審査内規」の規定 12（1）「分校及び本校から徒歩で 10 分間以上を要する場所にある校舎、教室等は、独立した機関として取り扱うものとする。なお、分校については、2 校を限度とするものとする。」と同趣旨である。

二十四 校舎の面積が、115 平方メートルを下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり 2.3 平方メートル以上であること。

→ 通常は定員を分母とするが、時間帯が重なり合わない二部制を採る場合には、定員が多い方の部の定員を分母とする。

二十五 校舎に教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な附帯施設が設けられていること。

→ 「その他必要な附帯施設」としての便所には、在籍する生徒数に応じた数の大便器及び小便器を備えるものとし、男女に均等に割り振ることが望ましい。

二十八 教室に机、椅子、黒板その他の授業に最低限必要な設備を備えていること。

→ 設備については自己所有であることを要せず、レンタルも認められる。
「黒板」はホワイトボードでも可とする。

〔健康診断〕

三十 入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし、以後 1 年ごとに健康診断を行うこととしていること。

→ 健康診断における具体的な検査項目は、各日本語教育機関の判断に委ねられるものであるが、学校における健康診断と同様に生徒の健康管理のために行うものであるので、学校保健安全法施行規則第 6 条に定められている検査項目に準じて行うことが望ましい。

〔入学者の募集〕

三十一 入学者の募集に当たり、入学を希望する者（以下「入学希望者」という。）に対し、次の事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実にを行い、かつ、提供した情報及びその提供方法に係る記録を、書面又は電磁的記録をもって、募集に係る修業期間の始期から少なくとも 3 年を経過するまで保存することとしていること。

ロ 入学金、授業料、教材費その他名目のいかんを問わず入学することにより

生徒が支払うこととなる料金の費目及び額並びにその支払時期、支払方法及び払戻し条件

→ 当該項目は、第二号へ〔学則〕と同じ趣旨のものであり、日本語教育機関と留学生との間で、授業料等を巡るトラブル（退学後の授業料の返還など）が発生していることを踏まえ、トラブルの未然防止の観点から規定を設けたものである。

なお、第二号へ〔学則〕にあるとおり、日本語教育機関への入学に係る在学契約は、消費者契約法にいう「消費者契約」に該当することから、当該項目も、消費者契約法に沿った内容であることが望ましい。

〔在籍管理〕

三十七 1か月の出席率（その月に出席した単位時間数を出席すべき単位時間数で除した数をいう。以下同じ。）が8割を下回った留学生については、1か月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行い、その指導の状況を記録するとともに、当該記録を当該留学生が在籍しなくなってから少なくとも1年を経過するまで保存することとしていること。ただし、疾病その他のやむを得ない事由により欠席した留学生についてはこの限りでない。

→ 本規定は、出席率8割を目標に据える趣旨ではなく、8割という数値すら下回った場合には、日本語教育機関において改善指導を講じることを求めるものである。

→ 疾病その他のやむを得ない事由による欠席に該当するか否かについては、各日本語教育機関の判断に委ねられるが、その内容は合理的である必要があり、あらかじめ学則等で明示しておくことが望ましい。

なお、やむを得ない事由としては、例えば、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 感染症に罹患した場合（医師の診断により出席停止を必要とされた期間）
- ・ 災害等により通学が著しく困難であると認められる場合
- ・ 親族の冠婚葬祭に出席する場合
- ・ 留学生が各日本語教育機関の代表として、各日本語教育機関が特別に認める行事・大会等に参加する場合
- ・ 本人の責めに帰すべき事由によらずに本邦への入国が遅れた場合

三十八 留学生が退学したときは、その翌月末までに地方出入国在留管理局に対し当該生徒について報告することとしていること。

→ この号の規定に基づき、退学した留学生について地方出入国在留管理局へ報告するにあたっては、原則として入管法第19条の17の規定に基づき届け出る

こととし、特段の事情がある場合においては、出入国在留管理庁が作成する様式を参考に地方出入国在留管理局に対し届出を行って差し支えない。

- 所在不明となっている場合、速やかに本国の家族、同級生及び資格外活動の雇用先等からの情報収集等により所在把握に努めた上で、除籍・退学処分等とし、入管法第19条の17に基づき届け出ること。

三十九 1か月の出席率が5割を下回った留学生については、当該留学生が資格外活動の許可を受けている場合は当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称と併せて、その翌月末までに地方出入国在留管理局に対し当該留学生について報告することとしていること。ただし、疾病その他のやむを得ない事由により欠席した留学生についてはこの限りでない。

- この号の規定に基づき、留学生が資格外活動許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称について地方出入国在留管理局へ報告するにあたっては、留学生が実際に稼働している場所を特定できる程度には詳細な報告を行う必要があり、別途、出入国在留管理庁が作成する様式を参考とすること。
- 本規定は、出席率が5割を下回る者には真の在留目的が学業でないものが含まれている蓋然性が高いことから、地方出入国在留管理局において報告を受け、必要に応じて調査を行うことを想定したものである。

疾病その他のやむを得ない事由により欠席した場合を除き、休学や一時帰国する場合であっても、留学の在留資格による在留（再入国許可による一時出国中を含む。）が継続している限り報告の対象となる。

なお、疾病その他のやむを得ない事由による欠席に該当するか否かについては、告示基準第1条第1項第37号の解釈指針を参考とすること。

- 疾病等を理由として欠席している期間に関わらず、資格外活動に従事していることが疑われる場合には、診断書の提出指示や留学生本人からの事情聴取など、適切に対応する必要がある。

四十 留学生の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行うこととしていること。

また、資格外活動の許可を受けている留学生に対して当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めるとともに、届出のあった内容を当該留学生が在籍しなくなってから少なくとも1年を経過するまで保存することとしていること。

- 留学生に係る資格外活動許可の内容は、一般的には定型的に定められることが多いにせよ、法令上一律に定められているものではなく、個別の申請に応じ

て異なる取扱いをすることもあり得るので、許可の有無と合わせて、許可の内容も把握することが求められる。

他方、留学生が実際にどのような活動を行っているかについては、「出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行う」上で、必要な確認を行うことが求められる。

- この号の規定に基づき、留学生に対して、資格外活動許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めるにあたっては、留学生が実際に稼働している場所を特定できる程度には詳細な届出を求める必要がある。
- 留学生が資格外活動許可に係る活動を行う本邦の公私の機関を変更（支店、営業所等の変更を含む。）した場合は、その都度、新たな機関の名称について届出を求める必要があるが、届出内容の真正性の確認までを求めるものではない。

〔禁止行為〕

四十一 職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）上の許可を受けて同法の定めるところにより手数料又は報酬を受ける場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあっせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させないこととしていること。

- 本規定は、留学生に係る人身取引的な行為を規制する趣旨であり、職業安定法上の許可を受けて適正にあっせん事業を行っている場合を排除するものではない。なお、第１条第１項第１６号の「進路指導」は、飽くまで生徒の利益を第一に考えて行う必要があるので、有料職業紹介事業を営む場合には、生徒のための「進路指導」の趣旨が損なわれないように留意する必要がある。
- 禁止行為として明示されてはいないが、職業安定法において、無料職業紹介であっても、専修学校の場合は厚生労働大臣への届出が、その他の教育機関の場合は厚生労働大臣の許可を受ける必要があることに留意する必要がある。

〔地方出入国在留管理局への報告〕

四十二 学則、教育課程、生徒の定員、設置者、役員、校長、教員、事務局の事務を統括する職員、校地又は校舎について変更があったときは、その変更内容を速やかに地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

- 本規定は、告示された日本語教育機関について、告示後に告示基準への適合性に影響する事項の変更があった場合に地方出入国在留管理局への報告を求め、変更事項について告示基準に適合するか否かを確認することを目的としたものである。

本規定に基づき、日本語教育機関が地方出入国在留管理局への報告が必要な事項は以下のとおり。

なお、専修学校・各種学校が設置する日本語教育機関については、学校教育法令、専修学校設置基準及び各種学校規程等の法令に基づき都道府県等の所轄庁に対してなされた届出等の様式の写しを提出書類の一つとして用いて差し支えない。

- (1) 名称の変更に伴う学則の変更
- (2) 設置者の変更
- (3) 役員の変更
- (4) 教育課程の新設・変更・廃止
- (5) 定員の変更（これに伴う教員及び校舎の変更を含む。）
- (6) 校長の変更
- (7) 本務等教員の変更（主任教員の変更を含む。）
- (8) 非常勤教員の変更
- (9) 事務局の事務を統括する職員の変更
- (10) 校地及び校舎の変更
- (11) (2) から (10) までの事由が発生したことに伴い、学則が変更される場合には、学則の変更

→ 変更により告示基準を満たさなくなっている場合には、第2条第1項第2号に該当するものとして告示の抹消手続の対象となり得る。

→ 教育課程の変更については、

- ・ コース等を新設・廃止する場合
- ・ コース等（告示基準の対象となるものに限る。）の名称（目的、修業期間等）を変更する場合
- ・ 同一の課程・コースにおいて、主教材を変更する場合
- ・ 教育課程の到達目標と修業期間は変わらないが、授業科目や学習内容を全面的に変更する場合

等については、告示基準への適合性に影響のある変更であることから、確実に報告を行うこと。

→ 報告方法等については、出入国在留管理庁のホームページ (https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00222.html) において確認可能。

四十三 地方出入国在留管理局から、この基準への適合性その他運営の状況について点検を行うよう求められたときは、速やかに点検を行い、その結果を地方

出入国在留管理局に報告することとしていること。

→ 本規定は、告示された日本語教育機関について、定期の更新制を採用しない代わりに、地方出入国在留管理局の求めがあった場合には、基準適合性等を自ら点検して報告することとしたものである。

本規定に基づき、日本語教育機関は、原則として告示基準に規定する全ての項目に関して点検を行い、その結果を地方出入国在留管理局へ報告するものとする。

報告内容のうち、告示基準第1条第2項及び第3項に規定する項目については、必要に応じて文部科学省に意見を求めるものとする。

なお、本規定に基づく報告は、専修学校・各種学校が設置する日本語教育機関にも適用されるが、各地方出入国在留管理局において、関係行政機関と連携して、留学生を受け入れる専修学校・各種学校に対する調査等を実施する枠組みなどがあれば、当該枠組みを活用するものとする（例：東京都「留学生の違法活動防止のための連絡協議会」）。

四十四 各年度の課程修了の認定を受けた者（留学の在留資格をもって在留していた者であって、令和元年10月1日以降に入学した者に限る。以下同じ。）のうち、大学等への進学者の数、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者の数及び当該者の合計数について、修業期間の終期の翌年度の6月末までに地方出入国在留管理局に報告し、公表するとともに、当該合計数が各年度の課程修了の認定を受けた者の7割を下回るときは、改善方策を地方出入国在留管理局に報告することとしていること。ただし、各年度の課程修了の認定を受けた者には、各年度の課程修了の認定を受けず退学した者（留学の在留資格をもって在留していた者であって、令和元年10月1日以降に入学した者に限る。）であって、大学等への進学者、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者又は「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者のいずれかに該当することが確認できたものについては、これを含むこと。

→ 大学等への進学者は、我が国の大学（大学院、短大を含む。）、高等専門学校、専修学校専門課程（専ら日本語教育を受けるものを除く。）へ進学した者とするが、非正規生は除くものとする。ここでいう非正規生とは、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等に定める「科目等履修生その他の学生以外の

者」、別科生、専攻科生であり、非正規生の中にいわゆる研究生や聴講生も含まれる。

→ 日本語能力に関し「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることを証明するための試験は、以下を満たすとして出入国在留管理庁と文部科学省が協力して作成したリストに掲載された試験とする。

なお、当該リストは、出入国在留管理庁のホームページ (https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00218.html) に掲載する。

- ・ 学外の団体が実施する試験であること。
- ・ 「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが実施団体から明確に示されており、実施団体のホームページ等で広く社会に公表されていること。
- ・ 「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることを証明するための試験として不適切な事情がないこと。
- ・ リストに掲載されることを試験実施団体が承諾していること。

→ 日本学生支援機構が実施する日本留学試験の日本語の科目における「読解、聴解・聴読解」について200点以上を取得している者は、「試験その他の評価方法により証明された者の数」に含めることができるものとする。

→ 「大学等への進学者」、「入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者」、「試験その他の評価方法により証明された者」の対象となる期間は、日本語教育機関への入学後から当該生徒の修業期間の終期の3か月後までとする。

→ 各日本語教育機関において、生徒がこの号に定める「大学等への進学者」、「入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者」、「試験その他の評価方法により証明された者」に該当するとして認めるにあたっては、当該生徒の大学等への入学許可証、在留カード、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることを証明するための試験の合格証等、真に該当することを証明する書類等を確認する必要がある。

→ この号のただし書きについて、各年度の課程修了の認定を受けず退学した者のうち、各年度において日本語教育機関への入学後から退学後3か月経過するまでに、「大学等への進学者」、「入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者」又は「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者」がいる場合は、これらの者も各年度の課程修了の認定を受けた者に含めること（退学日の年度の1回に限る。）。なお、これ

らの者を含めて算定する場合、分母となる課程修了認定者の数に該当する者の数を加えた上で算定すること。

- 各年度の課程修了の認定を受けた者が、その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への在留資格変更許可申請をした場合において、当該申請に対する処分が、この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは、当該者を分母となる課程修了認定者の数に加える必要はない。
- 「当該者の合計数」は、延べ人数ではなく実人数とし、該当する要件が二以上ある生徒については、一人として扱うこと。
- 地方出入国在留管理局へ報告し、公表するにあたっては、別途、出入国在留管理庁が作成する様式を参考とし、報告にあたっては、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることを証明するための書類（試験の合格証等）の写しを併せて提出すること。
- 7割を下回った機関が改善方策を報告する際には、教育活動状況や生徒の受講状況その他生徒の学習環境確保も含めて原因を分析した上で改善方策を作成すること。
- 入学者に比して、課程修了の認定を受けずに退学した者等が多い場合には、入学者の募集や選考が適切であったか等の観点から、地方出入国在留管理局において、必要に応じて調査を行う。

四十五 この基準への4月1日時点における適合性について、点検を行い、その結果をその年の6月末までに地方出入国在留管理局に報告（留学生の在籍管理が適正に行われていると認められる旨の通知を3年間連続して受けている機関（設置者の変更に係る承認を受けた日から通算して1年を経過していない機関を除く。）にあつては前回の地方出入国在留管理局への報告から3年後の6月末までに直近の点検結果を報告）するとともに、確認に使用した資料を報告から少なくとも3年を経過するまで保存することとしていること。

- 点検結果を地方出入国在留管理局へ報告するにあたっては、別途、出入国在留管理庁が作成する様式を参考とすること。
- 点検結果の報告を受けた地方出入国在留管理局においては、原則として日本語教育機関への調査を行い、告示基準適合性の確認を行うこととしている。
- 報告から少なくとも3年を経過するまで保存する必要がある「確認に使用した資料」とは、この号の規定に基づき日本語教育機関の告示基準への適合性について点検を行うに当たって必要となる資料の全てを含み、例えば、第1条第1項第44号については、「大学等への進学者」、「入管法別表第1の1の表若し

くは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者」、「試験その他の評価方法により証明された者」に該当することを証明する書類等の写し等を保存することが求められる。

四十六 全ての留学生の6か月間の出席率（4月1日から9月30日まで又は10月1日から翌年の3月31日までの期間に出席した単位時間数を出席すべき単位時間数で除した数をいい、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの期間以降のものに限る。以下同じ。）及び当該期間における個々の生徒ごとの月単位の出席状況について、それぞれの期間の経過後3か月以内に地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

- 全ての留学生の6か月間の出席率を地方出入国在留管理局へ報告するにあたっては、別途、出入国在留管理庁が作成する様式を参考とすること。また、個々の留学生ごとの月単位の出席状況については、任意の様式（通常、日本語教育機関において在籍管理の観点から作成されている資料の写しを含む。）により提出すること。
- 全ての留学生の6か月間の出席率を算出するにあたっては、報告すべき期間（4月1日から9月30日まで又は10月1日から翌年の3月31日まで）のうち、一部の期間しか在籍していない留学生についても、当該在籍期間において出席した単位時間数及び出席すべき単位時間数を正確に算入すること。

〔その他運営体制〕

四十八 前号までに定めることのほか、日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有していること。

- 日本語教育機関の告示基準は最低限必要とされる要件等を示したものであり、基準を満たしていれば日本語教育機関の運営が円滑に行えるということを保証するものではない。

そのため、告示に当たっては、基準において示した各々の要件を総合的に勘案して判断することとなる。例えば、校長が複数機関の校長を兼ねる場合に副校長との連携が十分でなく教職員の監督や生徒の管理が十分に行えない場合や、一部の教員に過重な負担が掛かっている場合や事務職員の配置が極端に少ない場合、校地又は校舎に設置者以外が根抵当権を設定している場合などは、日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有していないとみなされる。

- 2 専修学校又は各種学校である対象告示機関については、前項第3号ロ、第4号（イ、ロ、ホ及びヌからワまでを除く。）、第6号リ、第10号、第12号（同号

括弧書に規定する本務等教員の要件に係るものに限る。)、第13号から第22号まで、第24号から第29号まで並びに第48号に該当しているか否かの確認は、文部科学大臣の意見に基づいて行うものとする。

- 本基準で定める施設・設備規定について、専修学校及び各種学校が設置する日本語教育機関については第1条第1項第23号を除けばいずれも専修学校設置基準又は各種学校規程で定めがある事項であるため、二重審査の必要性はなく、文部科学省において専修学校又は各種学校としての設置認可の状況を確認するものとする。

(抹消の基準)

第二条 対象告示機関が、次の各号のいずれかに該当し、留学生受入れ事業を行わせることが適当でないと認められる場合には、当該日本語教育機関を留学告示別表第1から抹消するものとする。

- 本項が適用されるのは、本項各号の事由に該当し、かつ、対象となる日本語教育機関について、事案の悪質性や重大性、それまでの活動状況、改善見込みなど諸般の事情を考慮し、留学生の受入れを引き続き認めておくことが適当でないと認められる場合に限られる。

抹消手続の運用上の留意点は次のとおりである。

(1) 第1項各号の事由に形式的に該当することをもって告示から抹消するものではなく、当該日本語教育機関に留学生の受入れを認めることが適当でないと判断される場合に告示から抹消するものであることから、第1項各号の事由に該当する行為が認められても、当該行為が悪質と認められる場合を除き、指導により改善の余地が見込まれる場合には、告示から直ちに抹消されるものではないこと。

(2) 第1項各号の事由に形式的に該当したものの、指導により改善の余地が見込まれるとして、抹消の手続をとらなかった場合でも、その後改善されなかった場合には、抹消手続がとられることになること。

- 第6号を適用するにあたりそれまでの活動状況、改善見込みなど諸般の事情を考慮する際には、7割を下回った日本語教育機関に対して各年度に行われる指導を踏まえた生徒の学習環境確保に向けた日本語教育機関の取組や改善状況等について確認するものとする。
- 告示から抹消する場合には、設置者が行方不明等でない限り、あらかじめ、日本語教育機関に対し抹消を検討していることを告知した上、弁明を聴取する機会を設け、弁明内容を踏まえて抹消の適否を判断することとなる。

一 学則又は前条第1項第5号、第8号、第18号及び第30号から第47号までに係る誓約を遵守していないとき。

→ 本規定に定める各規定について、別紙様式の誓約書の提出を求めることとし、提出された誓約書の内容と異なる状況が判明した場合、抹消の事由に該当することとなる。

二 前条第1項各号のいずれかに該当していないとき。

→ 告示された後に、告示基準に適合しなくなったことが判明した場合が該当する。

→ 例えば、

- ・ 「留学生の受入れ規模に見合わない脆弱な組織体制や適切さに欠ける修学環境が判明した場合」には、第1条第1項第48号等に適合していない
- ・ 「日本語教育機関が自ら点検・評価を行っていないことが判明した場合」には、第1条第1項第18号に適合していない
- ・ 「この基準において地方出入国在留管理局に報告することとされている事項等について、報告を怠ったことや虚偽の報告を行ったことが判明した場合」には、第1条第1項第38号、第39号又は第42号から第46号に適合せず、又は第1条第1項第4号ワに該当する（第1条第1項第4号に適合しない。）
- ・ 「この基準において保存することとされている記録、届出のあった内容又は資料を適切に保存していなかった場合」には、第1条第1項第31号、第35号から第37号、第40号又は第45号に適合していない
- ・ 「各教育課程における授業を受けるために最低限必要な日本語能力を有しない者を多数受け入れている、経費支弁能力の不十分な確認により多数の学費未納者を発生等させていることが判明した場合」には、第1条第1項第32号に適合していない

こととなり、この号で規定する前条第1項各号のいずれかに該当していないときにあたる。

五 地方出入国在留管理局から、留学生の在籍管理が適正に行われていると認められない旨の通知を3年間連続して受けたことその他の事情を契機とした調査等により、教育を受ける外国人の出席状況、入管法第19条第1項の規定の遵守状況、学習の状況等を適正に管理する体制を整備していないことが判明したとき。

→ この号における「留学生の在籍管理が適正に行われていると認められない旨

の通知を受けたこと」については、毎年出入国在留管理庁において行われる教育機関の選定において「留学生の在籍管理が適正に行われていると認められない」旨の通知を受けたことをもって判断することとし、「新規校」である旨及び「留学生の在籍管理上不適切であると認められる事情がある」旨の通知を受けた場合は、含まないものとする。

六 各年度の課程修了の認定を受けた者のうち、大学等への進学者の数、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数及び日本語能力に関し「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者の数の合計数の割合が、3年間連続して7割を下回るとき。

→ この号に規定する課程修了者に対する割合の算定にあたっては、告示基準第1条第1項第44号の解釈指針を準用するものとする。

七 日本語教育を受ける活動を行っているとは認められない生徒が相当数存在する場合であって、その状況を是正する措置が適切にとられていないと認められるとき。

→ 「日本語教育を受ける活動を行っているとは認められない」生徒とは、例えば、授業中に居眠りをしている者や学習以外の行為を行っている者、授業に出席せずアルバイト等を行っている者等を指す。

→ 「日本語教育を受ける活動を行っているとは認められない生徒が相当数存在する場合」に該当するか否かについては、当該生徒の数のみで判断されるものではなく、地方出入国在留管理局において必要な調査を行った上で、当該生徒の受講状況等、個別の状況を踏まえて、総合的に判断されるものである。

→ 「その状況を是正する措置が適切にとられていないと認められる」とは、教員等が生徒の受講態度を注意していないこと、出席を促すための指導を行っていないこと等を指す。

八 生徒に対し、人権侵害行為を行い、又は法令違反行為を唆し若しくは助けていたとき。

→ 本規定に定める行為が、①設置者によって実行されていた場合、②日本語教育機関内である程度組織的に行われていた場合、③一教員や一職員の行為ではあるが組織として黙認されていたような場合が該当する。

「人権侵害行為」には、旅券や在留カードの取上げ、合理的な理由なく生徒の意に反して除籍・退学・帰国等させる行為、進学や就職のために必要な書類

を発行しないなど生徒の進路選択を妨害する行為、生徒に対する暴力、セクシャルハラスメント、人種差別的言動等が含まれる。

「法令違反行為を唆し若しくは助けていたとき」としては、生徒を刑法等に定める犯罪行為に引き込むことなどが含まれる。

2 対象告示機関が、留学告示別表第1からの抹消を求めるとき、当該日本語教育機関を閉鎖したとき、在籍する留学生がいない状態が1年以上継続しているとき又は日本語教育機関認定法に基づき文部科学大臣から認定を受けた場合（留学のための課程を置く場合に限る。）は、当該日本語教育機関を同表から抹消することができる。

- 本項は、前項各号の事由に該当しない場合でも、告示から抹消する必要が認められる場合に、日本語教育機関の告示からの抹消を認めるものである。
- 認定を受けた場合には、基準対象コースの一部のみが認定を受けた場合も含まれるため、認定申請に当たっては注意が必要となる。
- 在籍する留学生がいない状態が1年以上継続し、設置者等と1年以上連絡が取れず、所在不明と判断される場合においては、弁明の機会を与えずに抹消が行われることとなる。